



令和5年5月24日
九州地方整備局
建政部

建設業者に対する監督処分について

国土交通省九州地方整備局は、本日、株式会社弘進テック（長崎県長崎市）に対し、建設業法に基づく監督処分を行いました。
詳細は別紙のとおりです。

【問い合わせ先】

九州地方整備局 建政部 建設産業課長 井田 悟志（内線6141）
建設産業課長補佐 高島 幸伸（内線6130）
電話番号：092-471-6331（代表） 092-409-4201（直通）
FAX 番号：092-476-3511

建設業者に対する監督処分について

国土交通省九州地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商号	許可番号	代表者	所在地
株式会社弘進テック	国土交通大臣許可 (般-30) 第22729号	池田 辰也	長崎県長崎市

2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

1 期間

令和5年6月8日から令和5年6月14日までの7日間

2 停止を命ずる営業の範囲

全国における建設業の営業のすべて

3. 処分理由

株式会社弘進テックの元代表取締役は、同社の業務に関し、架空の外注加工費を計上するなどの方法により所得を秘匿した上、平成27年11月1日から平成28年10月31日まで、平成28年11月1日から平成29年10月31日まで及び平成29年11月1日から平成30年10月31日までの三事業年度において、虚偽の法人税及び地方法人税確定申告を行う不正の行為により法人税及び地方法人税を免れた。

また、架空の課税仕入れを計上するなどの方法により、平成27年11月1日から平成28年10月31日まで、平成28年11月1日から平成29年10月31日まで及び平成29年11月1日から平成30年10月31日までの三事業年度において虚偽の消費税及び地方消費税の確定申告を行う不正の行為により消費税及び地方消費税を免れた。これにより令和5年1月12日長崎地方裁判所から同社元代表取締役は懲役1年6か月（執行猶予3年）の判決を受け、同社は罰金250万円の判決を受け、各々その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。